

自動車駐車場維持管理計画

令和6年3月

緑政土木局路政部自転車利用課

目次

①	現状と課題	．．． 1
②	長寿命化の実施方針	．．． 3
③	点検、診断等の実施方針	．．． 3
④	維持管理・更新等の実施方針	．．． 4
⑤	安全確保の実施方針	．．． 5
⑥	耐震化の実施方針	．．． 5
⑦	ユニバーサルデザイン化の推進方針	．．． 5
⑧	統合や廃止の推進方針	．．． 5
⑨	総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	．．． 5
⑩	効果	．．． 6

① 現状と課題

本市では、路上駐車を排除し、渋滞緩和による安全で快適な交通を確保することを目的に、平成7・8年度に吹上駐車場・吹上中央帯駐車場、平成12年度に池下駐車場および平成18年度に大曽根駐車場の4箇所に収容台数707台の自動車駐車場を設置している。

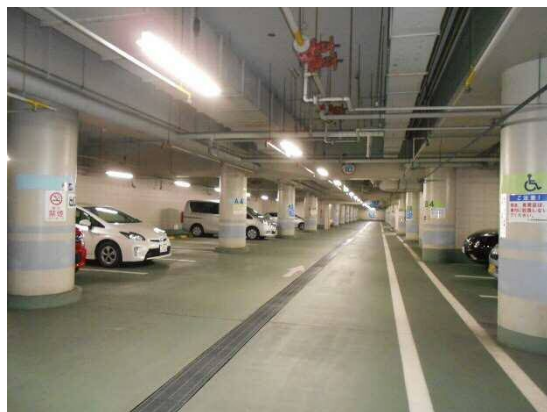
整備形態としては、吹上駐車場、池下駐車場および大曽根駐車場は地下施設であり、吹上中央帯駐車場は道路の中央帯に整備されており、名古屋高速道路2号東山線を跨ぐ位置に4橋の橋梁で構成された形態となっている。

自動車駐車場においては、4施設のうち3施設で供用後20年以上経過しており、施設や設備の老朽化が進行している。

図表―1 自動車駐車場 施設概要

施設名	構 造	収容台数	供用年月
吹上駐車場	地下式	199 台	平成7年5月
吹上中央帯駐車場	平面式	172 台	東) 平成8年4月 西) 平成9年4月
池下駐車場	地下式	190 台	平成12年3月
大曽根駐車場	地下式	146 台	平成18年12月

図表―2 整備事例



<地下駐車場の整備事例>

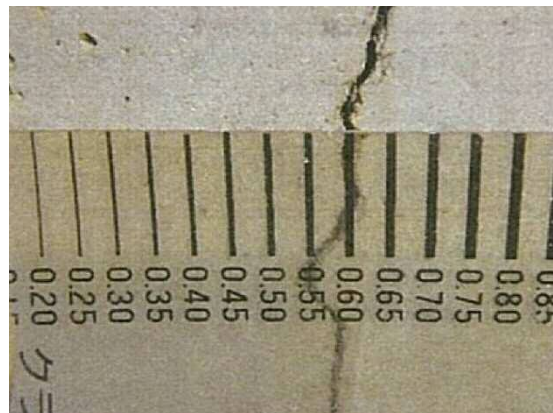


<道路中央帯の整備事例>

地下施設においては、地下水の漏水により車マスや通路の利用制限が発生し、利用者への影響が出るとともに、漏水が原因による漏電や火災が発生している。橋梁施設においても橋面舗装の劣化やコンクリートのひび割れが見られている。

また設備においても、経年劣化による異変や故障などが多々発生しているとともに、設置後の期間が経過することにより部品供給やストックもなくなり、修繕できない設備も出てきている。

図表－３ 損傷状況



② 長寿命化の実施方針

自動車駐車場の躯体（地下施設、橋梁）においては、定期的に点検を実施し、健全性を把握することで、損傷が軽微な段階で補修する「予防保全型維持管理」により、長寿命化を図ります。

設備については、定期的な点検や日常の維持管理により、設備の状況を把握し、利用者の安全を確保し、長期の利用停止など多大な影響を及ぼさないよう更新を行います。

③ 点検・診断等の実施方針

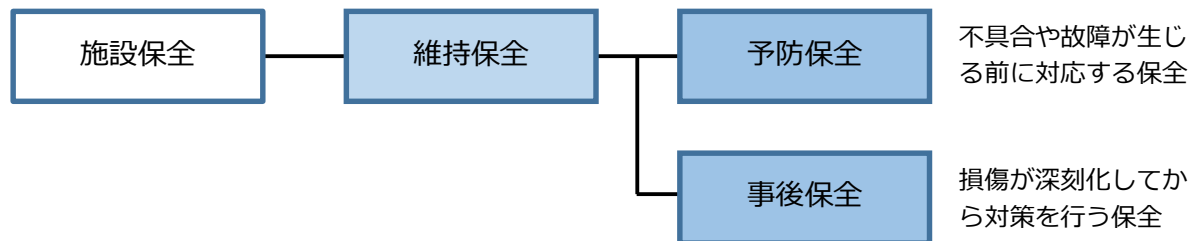
自動車駐車場においては、建築基準法や消防法、道路法などに基づいて定期的な点検を実施します。

図表－4 自動車駐車場等の点検

点検種別	点検時期	主な点検項目	根拠法
建築物点検	1回/3年	建築物全体	建築基準法第12条第2項
建築設備点検	1回/1年	換気設備、排煙設備、非常用の照明、給排水設備、防火設備等	建築基準法第12条第2項
建築設備点検 【特定建築設備】	1回/1年	昇降機	建築基準法第12条第4項
消防用設備等 機器点検	1回/6ヶ月	消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯及び誘導標識、連結散水設備、非常電源等	消防法第17条の3の3
消防用設備等 総合点検	1回/1年	消火器具、屋内消火栓設備、自動火災報知設備、誘導灯及び誘導標識、連結散水設備、非常電源等	消防法第17条の3の3
橋梁点検	1回/5年	橋梁全体	道路法第42条

④ 維持管理・更新等の実施方針

維持管理については、これまでの全ての項目での点検結果に基づく「事後保全」ではなく、躯体（地下施設、橋梁）と設備に大別し、施設や設備の重要性に応じ、「予防保全」と「事後保全」を分類したうえで、計画的に維持管理を行います。



■躯体（地下施設、橋梁）

躯体は、地下施設は鉄筋コンクリート構造物となっています。

地下施設は、建築物などの地下部分でもあり、鉄筋コンクリート構造物の劣化により改築・修繕を行う場合には多額の費用を要することから、劣化の進行を遅らせるような予防保全を行うことで、名古屋市施設建築物の個別施設計画（一般施設編）の考えに基づき、80年まで長寿命化を図ります。

また、橋梁については、定期的な点検により、健全性を把握するとともに、計画的な補修を実施することで長寿命化と維持管理費を縮減します。

■設備

自動車駐車場に設置している設備については、すべての設備において耐用年数に応じた予防保全することが望ましいが、維持管理のコスト縮減、平準化を見込み、経年劣化による異変や故障により、長期間の利用停止や利用者への安全確保が必要な設備においては「予防保全」とします。

利用者に多大な影響を及さない設備であり、それぞれの個々で対応できる設備については、定期的な点検や日常の維持管理を行いながら「事後保全」を基本とします。

【予防保全すべき主な設備】

＜法定点検が義務付けされている設備＞

建築基準法や消防法などによる法定点検が義務付けされている設備については、点検結果や耐用年数に応じて修繕や更新を実施します。

⑤ 安全確保の実施方針

公共土木施設は、都市の活動を支える基盤として常にその機能を維持することが求められています。そのため、施設の老朽化による施設の利用停止や老朽化した施設による人身、物損事故などの２次災害が発生しないよう、適切な維持管理により安全確保を行います。

⑥ 耐震化の実施方針

大規模地震発生時に利用者の安全を確保するため、耐震対策が必要な施設については、計画的に施設の耐震対策を行います。

⑦ ユニバーサルデザイン化の推進方針

「福祉都市環境整備指針」に基づき「誰もが安全・快適で気軽に外出でき、社会活動に参加できる」よう、現地の状況も踏まえ整備・維持管理に努めてまいります。

⑧ 統合や廃止の推進方針

当初の設置目的や利用状況、維持管理費を考慮し、自動車駐車場の今後のあり方（施設の廃止、近隣施設へ移管など）を検討します。

⑨ 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

新しい知見や技術などの情報収集に努め、現在実施している担当者会議や研修を引き続き実施し、更なる情報共有や知識・技術の向上を図ります。

⑩ 効果

躯体の予防保全による長寿命化や設備の更新回数の低減を行うことでのコスト縮減や、点検結果を基に定期修繕や更新時期を調整することで、事業費の平準化を図ります。

これらの対策により、今後 30 年間（2050 年まで）で、自動車駐車場で約 5 億円の縮減が可能と見込まれます。